

週報

「信じます。
不信仰なわたしを、
お助けください」。

(マルコによる福音書第9章24節)



人と神、人と人をつなぐ難しい働きをしています
日本基督教団 西宮共同教会

〒662-0834

兵庫県西宮市南昭和町 10-22

TEL 0798-67-4691

FAX 0798-63-4044

郵便振替 01170-3-4901

ホームページアドレス

<http://www.koudou.jp/>

電子メールアドレス

koudou@gamma.ocn.ne.jp

小さな手大きな手

(前週よりのつづき)

- ・3月25日 「県書連の自主検査、体制見直しを承認、負担軽減、来月から運用」「今年度最後の処理水放出、第一原発」「政府が特定帰還区域、大熊 130 ヘクタール、葛尾 4 ヘクタール追加」「廃炉の道筋、作業態勢は持続可能か」
- ・3月27日 「イノシシ体内のセシウム濃度半減期、自然崩壊より短く、県環境創造センターなど研究グループ発表」「第一原発処理水、新年度海洋放出 6 万 2400 トン」「大熊の処分場特定廃棄物の埋め立て量 50%に」:

【2026年度の処理水放出計画】

- ▶1回目=4月
- ▶2回目=5~6月
- ▶3回目=6~7月
- ▶4回目=7~8月
- ▶5回目=8~9月
- ▶6回目=9~10月
- ▶7回目=10~11月
- ▶8回目=2~3月

※測定・確認用タンクなどの設備点検を11月~来年2月の間に実施

新年度海洋放出 6 万 2400 トン (第一原発)

東京電力は26日、2026年度の福島第一原発処理水の海洋放出計画を正式決定した。計約6万2400トンの処理水を8回に分けて放出する。放出スケジュールは表の通り。回数は今年度より1回多くなるが、各回の放出量は約7800トンで変わらない。処理水に含まれる放射性物質トリチウムの総量は約1兆ベクレル。初回は4月

多核種除去設備(A、B、S)で浄化されないトリチウムを含んだ処理水を海水で薄め、海底トンネルを通じて原発の沖合約1キロで放出する。

福島民報、2026年3月27日

- ・3月28日 「県外の除染土初処分、岩手・一関、茨城・東海、自治体内に埋め立て」「除染土壌の安全性や必要性、理解醸成するには、…中間貯蔵施設見学『最も効果が高い』環境省、調査結果公表」
- ・3月30日 「廃炉作業に AI ロボ、新年度にも実証開始」「浪江の復興拠点避難解除あす3年、農業再生の試み、一歩ずつ前進、生活環境向上など依然課題」
- ・3月31日 「富岡の復興拠点、避難解除あす3年、

人口、事業者着実に増加」「中間貯蔵の除染土受け入れ・分別施設、3基目整備、2026年度着手」「いわき、帰還困難区域内整備へ、森林再生センターあす開設」「米全量全袋検査、2026年度は6町村、川俣・山木屋は抽出」

東電福島事故の後、残留放射線量が50mSv/年以上で、帰還困難区域となった区域内に、「特定復興再生拠点区域(復興拠点)」を設けてきました。これが「拠点」の体をなさないのは、人間が生活する場合の、生活と言い得る基本が成り立ち得ない拠点だからです。「拠点」だから、「点」から始めるのはあり得るとして、その限られた拠点以外が、50mSv/年以上に汚染された帰還困難区域であるとすれば、その拠点が閉じられているとすれば、拠点の本来の意味、そこから生活が広がるということは起こり得ないからです。

人間の本来の意味での生活は始まりにくいのです。で、始まったのが、復興拠点とは別の「特定帰還居住区域」を設けることです。

東電福島事故で、降り注いだ、放射性物質の毒で、町のすべてが、帰還居住区域となった、双葉町や浪江町で、町を復興する為の拠点として設けることに唸ったのが「復興拠点」です。とは言え、そこが人の生活が可能になる拠点というものであり得るには、そこから足を踏み出し、生活が広がる可能性があつてはじめて拠点と言い得るはず。しかしこの拠点は、そこから一歩踏み出すことも、生活を広げることも難しい閉ざされた拠点・点でしかあり得ませんでした。そんな事は、百も承知で設けられた、復興という名を「騙る」意味しかないのが復興拠点でした。

(次週につづく)